

「椿まつり写真コンテスト 2026」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ツバキと大分農業文化公園るるパーク（以下「るるパーク」という。）の魅力を広く画像で発信するために行う「椿まつり写真コンテスト 2026」（以下「写真コンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 写真コンテストは、るるパークのつばき園で撮影したA4サイズでプリント可能なサイズのJPEGファイルを応募者が電子メールで送付することで実施するものとする。

(実施期間・締切)

第3条 写真コンテストの実施期間は令和8年2月14日から令和8年4月30日までとし、応募締め切りは令和8年4月30日必着とする。

(応募者)

第4条 写真コンテストの応募者は第1条の趣旨に賛同し、日本国内に在住している者とする。

(テーマ)

第5条 写真コンテストのテーマは「るるパークのツバキ」とし、ツバキの魅力が伝わり、るるパークに行ってみたくなるような作品を募集する。

(応募方法)

第6条 写真コンテストに応募する者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、未発表の画像を電子メールで送付するものとする。

- (1) 件名を「椿まつり写真コンテスト 2026」とすること。
- (2) 本文に 作品タイトル・撮影者の氏名（ふりがな）・電話番号 を記入すること。
- (3) 作品を JPEG ファイルで添付し photo@oita-agri-park.or.jp 宛に送信すること。
- (4) 作品のデータが大きい場合はオンラインストレージを利用すること。

(応募の制限等)

第7条 応募者の応募回数には3回までとする。ただし1つの電子メールにつき1画像とする。複数の画像が1つの電子メールに添付されている場合は最初の画像を応募したこととみなす。

- 2 応募する画像は、応募者がるるパークのつばき園で撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 応募する画像は、令和7年1月～令和8年4月に撮影した画像に限るものとする。
- 4 人物を撮影した作品は、被写体となった者の了解を得たもののみ応募することができる。
- 5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などの加工を施して応募することができるが、合成した写真や組写真は応募することができない。

(禁止事項)

- 第8条 写真コンテストにおいて、次の各号に掲げる要件を禁止事項とする。
- (1) 本コンテストの運営を妨害する行為
 - (2) 他人の名誉、社会的信用を毀損する行為
 - (3) 他人のプライバシー、肖像権、パブリシティ権を侵害する行為
 - (4) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
 - (6) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
 - (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為
 - (8) 他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を応募する行為
 - (9) 法令に違反する行為及び違反する行為を帮助・勧誘・強制・助長する行為
 - (10) わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを応募する行為
 - (11) 公序良俗、一般常識に反する行為
 - (12) その他上記に準ずる行為

(費用の負担)

第9条 画像を応募する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第10条 第3条から第8条の要件を満たす応募のうち、ツバキの魅力を広く発信できる特に優れていると認められる画像を撮影した最大6名（最優秀賞1名・特別賞1名・優秀賞2名以下・入選2名以下）を選定し、当該画像を入賞作品とする。

2 当該画像を応募した者（以下「受賞者」という。）には、報償を提供するものとする。

3 第3条から第8条の要件を満たしていない応募は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第11条 るるパークは電子メールを利用し、受賞者に7月下旬までにその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、次に掲げる事項をるるパークが指定する日までに電子メールにて連絡するものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 電話番号

3 るるパークが指定した日までに連絡がない場合は、受賞の権利が失効するものとする。

4 内容の不備等の理由により報償が届けられない場合は入賞の権利を無効とするものとする。

5 入賞の権利は第三者に譲渡・換金できないものとする。

(受賞者の公表)

第 12 条 るるパークは、受賞者が決定した後、投稿された画像・作品タイトル・受賞者の氏名をるるパークホームページおよび Instagram るるパーク公式アカウントにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 るるパークは、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第 14 条 応募された画像の著作権は応募者に帰属するが、るるパークは期間の制限なく、応募された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、るるパークのホームページ、るるパーク Instagram 公式アカウント、るるパークが発行する印刷物、るるパークが実施するイベントでの展示等、るるパークの広報活動および広告宣伝活動において無償で利用することができるものとする。応募者は著作者人格権行使しないものとし、応募した時点でこれら全てに同意したものとみなす。

2 応募された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、るるパークは一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 15 条 るるパークは、写真コンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(庶務)

第 16 条 写真コンテストの実施に係る事務は、大分農業文化公園管理事務所事業研修課において行う。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和 8 年 2 月 14 日から施行する。